

北海道告示第10444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
標茶町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
標茶都市計画下水道事業 標茶公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和54年3月6日から令和10年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し